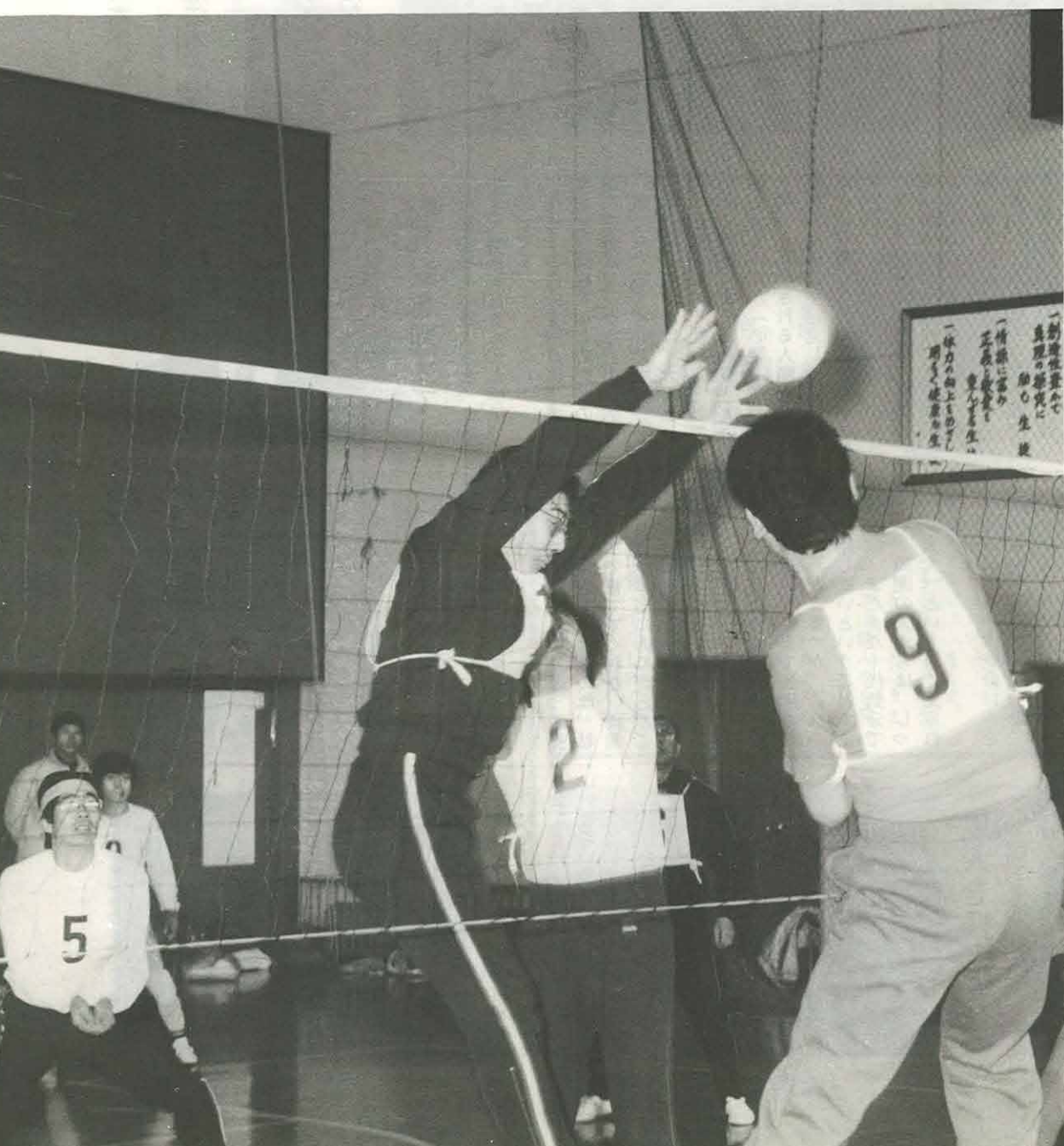


＜佐呂間町民憲章＞

進んできまりを守り

明るく平和なまちをつくります

62. 2



成人おめでとう



一月十五日「成人の日」、本年も百五名の新成人が誕生しました。
町民センターで行われた成人式には、八十一名の方々が出席し、大人としての第一歩を胸に刻みました。
新成人となられた六名の方々に、今の卒直な気持ちを述べていただきました。

成人式を迎えて

今日で私も、成人となった訳ですが、気持ちはまだまだ子供で未熟者です。

今までの自分を振り返ってみると、両親をはじめ周囲の人達に迷惑ばかりかけ、申し訳ない気持ちでいっぱいです。

しかしこれからは、大人としての自覚をもって社会人として自分の行動に責任をもち、「人に好かれる人間」「必要とされる人間」「尊敬される人間」を目標に私は自主独立して自分の道を切り開いてゆく覚悟でいます。

そして、立派な社会人となる様、何事にも積極的に行動し、心身共に強い人間を目指して頑張ります。

最後に、こんな至らない私ですが、より一層の御指導、御鞭撻の程よろしくお願い致します



「大人」に

私が、生まれてから二十年、もう大人の仲間入りをする時が来ました。

この二十年間を振り返って見ると、一番大変だったのは、私をここまで育ててくれた、両親でしょう。本当にありがとうございました。そして、これからも末長く、よろしく願います。

今、成人となって思うことは十代とは違い、今まで通用した「甘えやわがまま」が、これからは通用しないということです。自分では、まだまだ十代気分でも、周囲の人からは、しっかり「大人」という目で見られるのです。

ですからもう十代気分は、どこかへ吹っ飛ばして、二十歳、そして一人の社会人として落ち着いて、自分に責任と自覚を持ち



成人を迎えて

こうして今年無事に成人を迎えられた事を大変嬉しく思っています。そして、今まで女手一



あせらず、欲張らず、自分なりの大人になれるよう、この「社会」という世界で自分を磨きたいと思っています。



つで育ててくれた母や、私を支えてくれたまわりの方々に対し感謝の気持ちでいっぱいです。今までの自分を振り返ってみると、その時、その時を自分のいいように勝手に行動し、わがままばかり言っていたように思います。

そういう自分が二十歳になったからといって急に変われるとは思っていませんが、これを機会に、自分をじっくりと見つめなおし、責任、義務などいろいろな面で物事をわきまえ、行動できるように心がけていきたいと思っています。

これからきつと多くの失敗があると思いますが、それを自分のプラスにして、精神的にも大きく成長したいと思っています。



成人を迎えて



則 義 部 渡

成人を迎え、初めに両親をはじめ家族のみなさん、周囲のみなさんに感謝をするとともに、より一層のご指導をよろしくお願いしたいと思っています。

私にとって成人とは、人生の節目だと思っています。

十九歳の自分と、二十歳の自分では、社会側から自分を見る目が変わるということを念頭におき、言動に責任を持ち、階段を段飛びすることなく、一段一段確実に踏みしめて生きていきたいと思っています。今は、責任という言葉に踏みつぶされ、行動を慎むことなく、若い力を、存分に発揮し、社会という新しい場所、挑戦者という気持ちで努力していきたいと思っています。

また、自分を美化することなく、いつも本心で、社会・時・人に流されず、マイペースで歩

んで行きたいと思っています。

最後に、これからの長い人生を考えれば、不安もありますが六十、七十歳になって人生を振り返りかえたときに、後悔のない思い出笑いができる人生であるよう、毎日を、楽しく充実した日々を送れるように、生きたいです。



間 呂 佐 浜
あゆみ 野 中

「二十歳」

「二十歳」それは、幼い頃から憧れ続けてきた響きの一つです。今、こうして無事に迎えることができて大変嬉しく思います。十代から二十代へと移り変わる一つの節目を迎え、今までの自分を振り返って見ると反省させられる点があまりにも多いような気がします。

成人式を終えて、祝福され、そのラインを越えた一瞬から、



成人式を迎えて

私は今、成人式を迎えて少し不安な気持ちでいます。

今までは、未成年ということ、両親や周りの方々に甘えていた部分がありました。けれども、大人としての権利を得、義務を負い、これからの自分の行動に責任を持って生きて行くことは、十九歳の時とあまり変わっていない今の自分には、少し荷が重いのではないかとも思います。

けれども、成人式を迎え、大人の仲間入りをしたからには、今の自分に出来る精一杯の努力をし、少しでも早く周りの方から立派な大人になったと認めてもらえるように頑張りたいと思っています。

まだまだ未熟な私ですが、これからよろしく御指導をお願い致します。



町 代 永
ゆかり 田 藤

障害者になったとき

障害基礎年金

国民年金に加入中、病気、ケガをして障害者になったときは障害基礎年金が支給されます。

また六十歳以上六十歳未満

上六十五歳までの日本国内に住所がある方が障害者になった場合にも支給されます。ただし、老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けているときは請求できません。

支給の要件はその障害のもとになった病気、ケガで初めて医師にかかった日の前に、加入期間の三分の二以上保険料を納めているか、保険料の免除を受けた期間であることが必要です。

なお、昭和七十一年四月一日前に病気、ケガをして障害者になったときは、初診日前の一年間に保険料の滞納がなければ障

●障害基礎年金のポイント●

- 障害基礎年金は、被保険者が障害等級表に該当する障害者になったときに支給されます。
- ただし、初診日前に保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上なければ支給されません。
- 20歳前の傷病による障害者についても、障害基礎年金が支給されます。
- 障害基礎年金の額は、定額で1級・月額64,875円、2級・月額51,900円および子の加算額です。（金額は昭和61年度価格）

害基礎年金を支給する特例も設けられています。

また、二十歳前に初診日がある障害については、障害認定日が二十歳前であれば二十歳になったときから、障害認定日が二十歳をすぎている人は、そのときから障害基礎年金が支給されます。

障害基礎年金に該当すると思われる方は、役場年金係へご相談ください。

◎通算老齢年金等の支払月が六十二年から変更（年四回）になります。

六十一年までは、支払月が、六月、十二月の年二回となっていました。が、六十二年からは、二月、五月、八月、十一月の年四回に支払月が変更になりました。

税のしるべ

●所得税の確定申告は

正しく、お早めに

六十一年分の所得税の確定申告は、二月十六日から始まります。

申告期限は三月十六日ですが、期限間近になりますと税務署は大変混雑し、落ち着いて相談できなかつたり、長時間お待ちいただくようなことにもなりかねませんので、確定申告はできるだけお早めにお済ませください。

〔正しい確定申告を〕

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税

者が、自ら税法に従って所得と税額を正しく計算して申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。昨年一年間の所得と税額を正しく計算し、お早めに申告と納税を行ってください。

〔白色申告者も 収支内訳書の添付を〕

事業所得や不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行っている場合（青色申告書を提出する場合を除く）は、六十一年分の確定申告書を提出するときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付することになっています。

なお、確定申告についてわからない点がありましたら、税務相談室北見分室（☎三三二七〇〇）にお尋ねください。

●納税は期限内に

税金には、いろいろな種類があり、それぞれに納める期限（納期限）が決まられています。納税は期限内に済ませましょう。

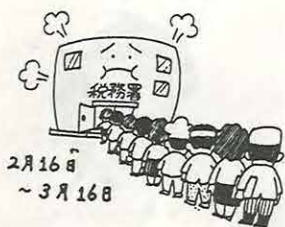
〔滞納したときの延滞税〕
納期限までに完納されなかつたときは、本税のほかに延滞税を納付していただくことになります。

延滞税の額は、納期限の翌日から完納する日までの日数に応じ、未納となっている本税に、納期限の翌日から二ヶ月を経過する日までの期間については年七・三％、二ヶ月を過ぎた期間については年一四・六％を乗じて計算します

〔振替納税制度〕

所得税の納税の方法に振替納税の制度があります。この制度を利用しますと、銀行などの預金口座から振替によって納税することができ

ますから、納税のための手数がかからず、また、いついつかり納期限を忘れて滞納してしまうこともなくなり大変便利です。振替納税のご利用をお勧めします。



確定申告日 お早めに！

議会のちぎき

第四回

定例町議会

第四回定例町議会が十二月十七日から十九日まで開会され、条例、予算などが議決されました。

条例

▼条例の制定

●佐呂間町開基百年記念事業基金の設置、管理及び処分に関する条例制定について

開基百年記念事業のため、新たに佐呂間町開基百年記念事業基金が設置されました。

●佐呂間町地場産品開発研究センターの設置及び管理に関する条例制定について

地場産品開発研究センターの設置及び管理に関する事項が定められました。

第4回定例町議会

町長 行政報告 (要旨)

●六十一年町内産業について

本町産業の大層をなしている農業については、七月下旬以降天候に恵まれ、水稻を始め、豆類青果関係すべてが平年通りの収穫があり、特に本年から糖分取り引きになりましたビートも予想以上の糖分で取り引きが出来たことも幸いなことであります。

また、農協の取扱量は、昨年同様の見込みであります。貿易、円高等の影響により、取扱金額については、当初計画より

五億円減少するのではないかと予想され、農協自体の収支は非常に厳しい状況になるのではないかと考えております。

林業は、森林組合を含めた町内業者にとり、大変苦しい一年で、いずれも赤字決算を免れない状況であります。

また、最近輸入材価格が若干上がってきているという報道もありますが、まだ業界全体にはひとつも良い影響を与えておらず、大変憂慮されるところであります。

漁業についても漁獲量は、昨年と同様であります。取扱高は、佐呂間漁協で十八億円と五億円減少しております。

これはホタテ貝柱を中心とした価格の下落が原因であり、町内の常呂漁協を含めた漁業者の本年一年だけで見ると大変苦しい年であったと考えております。

商工会の関係については、こうした町内産業に依存する業界でありますから、農林漁業が衰

退するということは購買力の低下ということも多分に与えている訳であり、六十一年度の町内の景気を考えますと公共事業は開町以来の額であります。どの産業も非常に苦しい一年であると考えております。

こうした一次産業の状況等から判断しましてすぐに景気が回復するというところについて非常に危惧されるのであります。本町の産業構造からは農林漁業を推進し、町の発展を考えて行かなければならない訳であります。今後共、こうした産業の基盤整備を急いだり、或いは経営者自体が過去の経営に極めて厳しい判定をしなから、国際化に対応する体制を確立することが大事であろうと考えております。

更に観光開発等による安定した地域経済が開発、確立されることが町の将来にとって極めて大事なことでありと考えております。

●職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

●基本給の改訂

原案可決

給与が実質二・三％引き上げになりました。

●諸手当の改訂

●扶養手当

配偶者が一万四千元から一万五千元に、配偶者がいない場合は、そのうち一人につき九千五百円から一万円になりました。

●宿日直手当

宿日直手当が千六百円から二千三百円になりました。

●佐呂間町と畜場の設置及び管理に関する条例制定について

と畜場の設置及び管理についての条文が整備されました。

●佐呂間町商工業振興資金利子補給条例の特例に関する条例制定について

昭和三十九年度に限り、商業者が利子補給を受けることのできる資金の限度額が八千万円から一億円になりました。

●佐呂間町林産業振興資金利子補給条例の特例に関する条例制定について

昭和三十九年度に限り、林産業者が利子補給を受けることのできる資金の限度額が七千万円から一億円になりました。

予算

●昭和六十一年度佐呂間町一般会計補正予算(第十号)

原案可決

一千五百七十一万二千円が追加され、予算の総額が四十一億九千八百七十九万九千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・町民税現年度課税分

二千六百八十一万円

・たばこ消費税

五百二十七万円

・電気税

三百四十四万円

・地場産品開発研究施設事業費補助金

△一千万円

・道税取扱手数料

三百四十四万円

・不動産売払収入

四百四十三万円

・開基百年記念事業基金寄附金

三百万円

・財政調整基金繰入金

△三千万円

・地場産品開発研究施設事業費

五百三十万円

・公共育成牧場整備事業費

△一千六十六万円

・自給飼料生産総合対策事業費

九百九十万円

・開基百年記念事業基金積立金

三百万円

・経済再建対策農家利子補給費補助金

四百八十六万円

・道営土地改良事業負担金

△二百六十六万円

・営農用水施設補助金

△七百六十四万円

・牧野利用委託料

二百四十四万円

・浜佐呂間漁港養殖作業保管施設排水工事負担金

二百六十万円

・遠軽地区広域組合負担金

△四百四十五万円

・町有林特別会計繰出金

四百九十八万円

・予備費

七百三十九万円

●昭和六十一年度佐呂間町町有林特別会計補正予算(第三号)

原案可決

一千三百五十九万九千円が減額され、予算の総額が五千二百四十四万六千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・生産物売払収入

△一千九十二万円

・一般会計繰入金

四百九十八万円

・林業公社貸付金償還金

△五百二十七万円

(才出)

・林業公社貸付金

△五百五十九万円

・植付事業費外

△百二十四万円

・直営造材委託料

△五百五十九万円

●昭和六十一年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算(第三号)

原案可決

一千九百九十二万一千円が減額され、予算の総額が三億九千四百九十九万九千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・簡易水道等施設整備費国庫補助金

六百六十万円

・前年度繰越金

二百六十六万円

・佐呂間簡易水道三期拡張工事費

△一千四百三十万円

・佐呂間簡易水道導水管移設工事費

△七百三十万円

(才出)

・佐呂間簡易水道三期拡張工事外

△五百九十八万円

・作物補償

△四百三十万円

●昭和六十一年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

原案可決

百四十七万五千円が追加され、予算の総額が八億八千二百七十九万九千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・一般被保険者国民健康保険税現年度分

二百九十七万円

・普通調整交付金

△百五十万円

町政日誌

1日	消防出初式
6日	例月出納検査
12日	第一回臨時町議会
13日	第七回産業冬の集い実行委員会
14日	成人式
15日	佐呂間町母子会新年会
18日	若里自治会懇談会
19日	交通安全標語審査会
21日	水田農業確立対策説明会
26日	電力懇談会
29日	第二十四回農業委員会
30日	



(才出)

・給料 八十四万円
・職員手当等 二十一万円

●昭和六十一年度佐呂間町と場
特別会計補正予算(第三号)

原案可決

八万六千円が追加され、予算
の総額が六千四百二十三万五千
円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・前年度繰越金 九万円

(才出)

・給料 十一万円
・職員手当等 四万円
・共済費 七万円

●昭和六十一年度佐呂間町営ハ
ス事業特別会計補正予算(第
二号)

原案可決

九十三万三千円が減額され、
予算の総額が二千九百八十九万
八千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・一般会計繰入金

△九十三万円

(才出)

・給料 △五十八万円
・職員手当等 △十一万円
・共済費 △二十万円

●昭和六十一年度佐呂間町老人
保健特別会計補正予算(第二
号)

原案可決

百十五万八千円が追加され、
予算の総額が八億七千二百二
十千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・医療費交付金現年度分

百十六万円

(才出)

・医療費支給費 百十六万円

●昭和六十一年度佐呂間町一般
会計補正予算(第十一号)

原案可決

二百十二万円が追加され、予
算の総額が四十二億二十九万
九千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・普通交付税 二百六万円

(才出)

・旧栃木小学校解体工事

二百万円

町道の認定

●佐呂間町道路線の認定につ
いて

原案可決

次の路線が認定されました。

一、路線名

・中国十五線道路

起点 中国三八〇—四

終点 中国三三九—三

道路延長 一、〇八四 m

・幸町道路

起点 幸町六—二

終点 幸町六—十六

道路延長 一二三・七 m

その他

●道営土地改良事業に伴う負担
金の納入について

原案可決

佐呂間町は、道営大成地区明
渠排水事業に伴う負担金の納入
について土地改良法第九十一条
第二項の規定に基づき左記の通
り負担することになりました。

一、負担予定額

五千三百万円又は道営事業

費の二十二・五%

二、納入期限

北海道知事が指定する期日

●道営土地改良施設の維持管理

について

原案可決

佐呂間町は、道営大成地区明
渠排水事業により造成される左
記土地改良施設を北海道有土地
改良財産の譲与に関する条例第
三条第一項の規定に基づき譲り
受けて維持管理を行うことにな
りました。

一、施設名

・大成地区明渠

四、九七一 m

●人権擁護委員の推せんにつき
意見を求めることについて

原案可決

人権擁護委員として、次の方
の推せんについて議会の同意が
ありました。

佐呂間町字幸町十九番地

山内 和(七十歳)

佐呂間町字永代町一三五番地

山口 光友(六十歳)

●選挙管理委員、同補充員の選
挙について

選挙管理委員、同補充員とし
て、次の方々が決定しました。

一、選挙管理委員

若 佐 春 木 忠 一

永代町 榎 本 信 一

啓 生 三 好 元 久

浜佐呂間 須 藤 久 幸

二、選挙管理委員補充員

啓 生 宇 佐 和 雄

●社会文教常任委員会報告

●所管事務調査報告 — 承 認

一、期 日

十一月十三日、十四日

二、調査事項

・町内小中学校要望事項調査

三、調査結果

・各学校からの要望事項につ

報 告

★決算審査特別委員会報告

●昭和六十年度決算認定につ
いて

認定

★総務財政常任委員会

●道内優良町村行政視察調査報
告

承 認

一、期 日

九月三日、五日

二、調査地

①風連町議会

②月形町議会

三、調査目的

①行政改革の取組みについて

②町有財産の管理について

③議会の運営状況について

いては、当面する諸問題が各般にわたり提出されているが、小規模なものについては、夫々教育委員会においての対応がなされているが、懸案事項として出されている問題についても、長期的な計画策定が必要である。

(1)校舎窓の改修について

・建設年度の古い校舎については、窓の二重化がされておらず、暖房効率の低下が見られるが、これが改修には多額の費用を要するので改修費用と暖房経費との対比を含め長期的展望に立ちながら年次計画による改修を検討されたい。

(2)グラウンド等の整備について

・グラウンドの整備については年次計画により整備が図られほぼ完了したところであるが、今後、社会体育による利用の増加が見込まれるので屋外トイレの設置を含め更に整備を進められたい。

★産業建設常任委員会

●道外優良市町村行政視察報告

承認

一、期日

十一月十七日～二十四日

二、調査地及び目的

●国民健康保険制度に対する都

- ①全農大阪青果視察
- ②津市大里畜産組合Ⅱ産直活動で成長する養豚一貫生産について
- ③飯南町議会Ⅱ松阪牛の肥育について
- ④埼玉種畜牧場Ⅱ種豚から肉豚の加工・直販一貫経営について

★観光問題調査特別委員会

●観光問題調査特別委員会調査中間報告

一、調査事項

観光問題調査について

二、期日

九月二十四日、十月八日、十一月七日、十二月一日～三日

三、調査地

広島町(十二月一日)

古平町(十二月二日)

意見書

●公共事業費の国庫補助負担率の引下げ措置反対に関する意見書

提出議員 川又、福田、中谷

千葉(清)、定久、佐藤議員

道府県負担の導入反対に関する意見書

提出議員 川又、福田、中谷

千葉(清)、定久、佐藤議員

●大型(新型)間接税導入に反対する意見書

提出議員 室井、川又、千葉

(清)、田宮議員

陳情

●佐呂間町立栄小学校簡易プール設置に関する陳情

託 閉会中の継続審査

陳情者 栄自治会長 藤岡新吉

栄 永井頼恵

栄小学校PTA会長 蓬田勝男

第一回

臨時町議会

第一回臨時町議会が一月十三日開会され、条例、予算などが議決されました。

条例

▼条例の制定

●佐呂間町船揚場施設の設置及び管理に関する条例制定について

若里地区船揚場施設の設置及び管理に関する事項が定められました。

予算

●昭和六十一年度佐呂間町一般会計補正予算(第十二号)

原案可決

五千三百九十八万一千円が追加され、予算の総額が四十二億五千四百二十八万円になりました
主な補正額(千円以下繰上げ)
(才入)
・普通交付税 四千八百五十一万円

専決処分

●佐呂間町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

承認

老人医療費に係る一部負担金が次の通り引き上げられました
入院の場合
保険医療機関等ごと一日につき、三百円から四百円へ

また、入院に係る一部負担金の二ヶ月限度が廃止されました
・通院の場合
保険医療機関等ごと一月につき、四百円から八百円へ

(才出)

- ・開基百年記念事業基金積立金 三百万円
- ・佐呂間小学校建設地地盤調査委託料 百八十九万円
- ・佐呂間小学校建設用地買収費 四千九百九万円

第1回臨時町議会

町 長 行政報告

(要旨)

●老人保健法の改正について

老人保健法の改正について、六十二年一月一日施行になりましたが、改正点は外来が一月四百円から八百円に、入院が一日三百円から四百円に、また、入院にかかる一部負担金の二ヶ月限度が廃止になりました。

拠出金の算定方法の中の加入者按分率についても改正され、従前四四・七%であったものが六十二年一月一日から八〇%、そして六十二年から九〇%になり、六十五年以降は一〇〇%ということ、各関係機関が平等に負担することに改正された訳です。

●六十二年度 公共事業について

六十二年度の町内公共事業については、まだ国、道と打合せをしなければならないものもありますが、予算要望の段階では四十六億四千四百万円、戦後最大の額であります。

●農業関係について

農業関係について、本年極めて注目されておりますのは、酪農安定特別対策でチーズの生産原料を現在の不足払い制度から除き、別途枠を設けて三年間は政府も補助金を出すということにあります。

これはまだ明示されておりますが、中央酪農会議の中に酪農安定特別基金七十二億円を設け、生産者の助成に運用しようというものであり、本年四月一日からおそらく適用され早急な具体策が明示されるであろうと考えております。

また、水田の減反問題についても北見市で会議が開催され、減反目標を示された訳であります。

すが、これは単に減反の問題だけでなく、自由貿易の進展にともない、世論が非常に高くなり例えば、食糧管理法の一部改正で、自主流通米が四五%になっている現状等の中で米の問題をどう取り扱って行くかということがこれからの大きな問題になってくるだろうと考えております。

更に麦価、米価についても世論を背景に消費者の攻勢が強くなってくると考えられ、農業関係は外圧問題と合せて国内の強烈な世論が加わり、町村、農業団体、生産者にとって大変な時代を迎えるのではないだろうかと考えております。

財産取得

●財産取得について

原案可決
次のとおり財産が取得されました。
一、取得する財産の所在地、種

別、数量

- ・宮前町一番地 一、七四一㎡
- ・原野 一一、八九一㎡
- ・幸町一番地 一、四四一㎡
- ・幸町二番地 一、四四一㎡
- ・幸町三番地 七二四㎡
- ・山林 六、五六八㎡
- ・幸町五七番地の内 六、五六八㎡
- ・幸町五八番地の内 二、四一〇・八〇㎡
- ・合計 二四、七七五・八〇㎡
- 二、買収の目的
 - ・佐呂間小学校建設地
 - 三、買収の方法
 - ・随意契約
 - 四、買収の予定価格
 - ・四九、〇九一、〇〇〇円
 - 五、買収の相手方
 - ・佐呂間町字幸町五七番地二
 - 小田 律子

報 告

★産業建設常任委員会

●キマネツ観光棧橋設置工事
助成について 採択
昭和六十一年第一回定例町議会において、本委員会に付託の

ご意見・ご希望を
お寄せ下さい。

議会や議会のうごきに対する
ご希望をお待ちしています。

本件(陳情者 佐呂間湖観光事業協同組合、理事長笠井清澄)は、慎重審議の結果、採択の決定報告があり承認されました。尚、工事施工に当たっては、利用者の安全のため手すり等の施設をすることを条件にし、町財政を考慮し応分の助成をすることが適当であるとの意見の集約がなされた。

議会各委員会の動向

(十月〜十二月)

10月

4日 産業建設常任委員会

付託案件審議

(審議内容) 佐呂間町道路線の認定について

8日 観光問題調査特別委員会

(審議内容) 観光問題について

13日 社会文教常任委員会

所管事務調査

(調査内容) 環境衛生について知来ゴミ処理場他を調査

18日 議会運営特別委員会

(審議内容) 第六回臨時議会運営について

27日 総務財政常任委員会

所管事務調査

(調査内容) 町有林現地調査

11月

7日 観光問題調査特別委員会

(審議内容) 観光問題について

11日 議会運営特別委員会

(審議内容) 第七回臨時議会運営について

13日、14日 社会文教常任委員会

所管事務調査

12月

(調査内容) 町内各小中学校要望事項現地調査

17日から24日 産業建設常任委員会

委員会が主体となり道外優良市町村視察調査を行った。

(視察市町村) 大阪府大阪市三重県津市、同県飯南町、埼玉県日高町

1日

12月

1日から3日 観光問題調査特別委員会

道内優良町視察調査

(視察町) 広島町、古平町

4日、5日 決算審査特別委員会

(審議内容) 昭和六十年年度各会計の決算認定について

12日 産業建設常任委員会

付託案件審議

(審議内容) キマネツ観光棧橋工事助成について

所管事務調査

(調査内容) 地場産品開発研究センター、と畜場及びサロマス養殖場の現況について

16日、18日 議会運営特別委員会

(審議内容) 第四回定例議会運営について

昭和60年度

各会計決算状況の公表

昭和六十年年度の本町各会計の決算は十二月開会された第四回定例町議会において認定されましたので概要についてお知らせします。

昭和六十年年度

一般会計財政運営状況の概要

一般会計

歳入	4,191,780千円
歳出	4,006,834千円
差引残額	184,946千円

昭和六十年年度予算の提案に当り、本町行財政の執行方針については我が国経済を取り巻く国際情勢を見ると景気は予想以上に回復が進まず、きびしい経済環境にあり、一方国内的には円高による構造不況により内需拡大を望めず、国家財政は依然として国債を中心とした大巾な不均衡財政の状態である。

このような内外情勢に鑑み、外には均衡貿易の推進、内には内需拡大政策による持続的な安全経済のなかで行財政改革を着実に推進し、格調ある経済確立に寄与する事に配慮した。

国の行財政改革推進に伴う町の行財政に与える影響は予想以上である。そのような状況のなかで住民優先の行政を執行するための国の諸制度も前年同様補助金交付金制度は一割カット及び

特別会計

以下主な施策事業の執行概要を報告致します。

選任された。

●総務関係

一、補助金、負担金等については、暫増しているがこれは単年度分目的意識をもった増で他についてはほとんど前年同様執行されており、本年度は本町行政改革委員会が設置され、行政を数項目に分割して検討され、本町行政改革大綱を策定し補助金、負担金を含め、行政全体の見直しがなされた。

四、公債費については、本年度元利償還金四千五百一万二千円増で、総額五億六千九百四十六万円の償還額になり、八・六％の前年対比の伸びを示してきているが、これは前年までの起債据置期間が償還に入ってきたものであるが、円高公定歩合の引き下げと減債基金積立制度の活用で高利率の起債は暫次整理されてきている。

町有林会計

歳入	79,922千円
歳出	76,523千円
差引残額	3,399千円

と場会計

歳入	15,010千円
歳出	14,723千円
差引残額	287千円

また、年度中緊急な臨時の事業費等六億二千五百余万円を追加補正し、最終四十一億一千八百余万円の予算総額としたものである。(五十九年度比約五％減)

簡易水道会計

歳入	143,371千円
歳出	135,815千円
差引残額	7,556千円

町営バス会計

歳入	42,776千円
歳出	41,043千円
差引残額	1,733千円

●企画関係

一、総合計画の推進については実施計画の第五年次に入り、引き続き計画の遂行に努めている。

決算額については、歳入四十一億九千七百七十余万円、歳出四十億六百八十余万円、差引一億八千四百九十余万円と健全財政の維持に努めながらも明るい豊かな町づくりのため基幹産業である農林漁業振興の各種基盤整備事業や二次、三次産業の発展対策にも配慮しつつ幹線道路改良舗装、災害復旧を始め生活環境の整備拡充、教育施設の整備等町民の懸案処理に努めながら決算を終了した。

二、青少年対策については、近年非行化が低年齢層にのびてきており、関係団体の協力を得ながらその指導に努めているがその一環として格技館の整備、防犯灯の設置等、また、子ども会の活動等引き続き青少年の育成に努めている。

三、本年度、町議会の改選期に当たり、当初予算五百七十七万一千円計上して選挙を執行したが、これは本年度のみの予算増である。因に今回より二名減員になり、定員十八名が

二、国鉄湧網線問題については

第二回湧網線特定地方交通線対策協議会において昨年実施した代替輸送道路厳冬期調査の結果、代替バス運行に特段の支障はないとの報告がなされ、第三回の協議会において第三セクター方式による鉄道存続と代替バス運行の収支試算について比較検討の結果、バス輸送への転換止むなしとの方角付けがなされたところである。

三、地場産業振興対策については、商工会の村おこし事業特産品開発に対する助成、更には集材工場の増設に対して助成を行い、地場資源の有効活用に努めた。

また、農産加工品については北海道物産展への出品のほか各物産展への出品により地場製品のPRに努めた。

四、交通安全対策については「交通安全は家庭から」をメインテーマに対策本部、交通指導員、交通安全協会、町内各団体等の協力を得て各種運動を展開し、住民に安全意識の高揚を図るとともに交通安全施設の整備など交通事故防止に努めた。

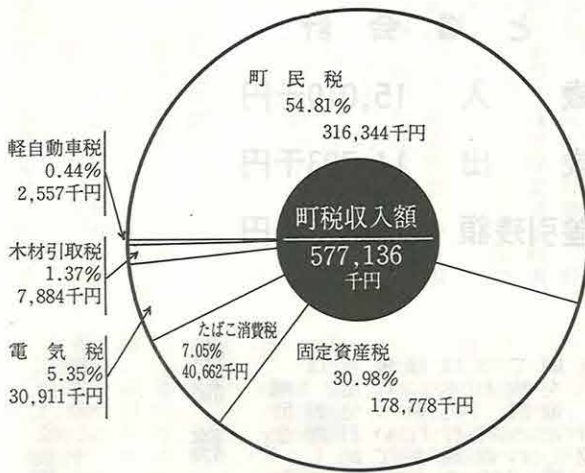
また、交通災害共済加入の

老人保健会計

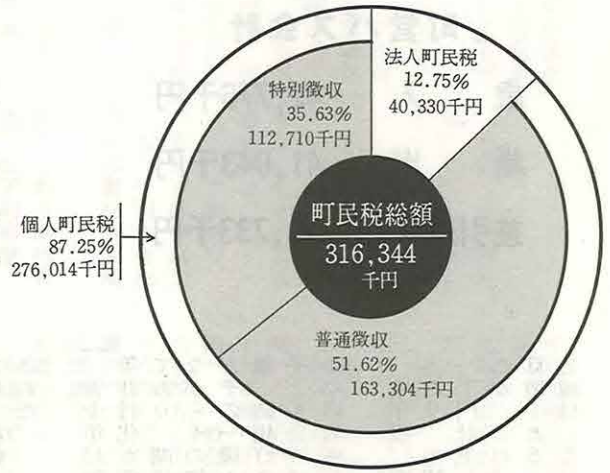
歳入	793,068千円
歳出	782,243千円
差引残額	10,825千円

国保会計

歳入	790,155千円
歳出	767,848千円
差引残額	22,307千円



町税の税目別状況



町民税の状況

促進にも努めている。

●民生関係

一、国内経済の厳しい情勢にありながらも平均寿命の伸長著しく、人口の急速な高齢化、核家族化の進行は家庭生活や地域社会を取り巻く生活環境が著しく変化しており、社会福祉に対する町民のニーズは増大かつ多様化しており、その対策が緊急課題とされている。

このような情勢の変化に対応し、福祉制度の充実と地域ボランティア活動による住民参加を求め、在宅援護対策を積極的に推進した。

殊に民生委員の積極的活動を推進し、住民の生活安定を図り、難病患者通院費扶助、罹災見舞、歳末慰問、福祉見舞、季節労働者生活資金の貸付及び利子補給等、町単独による援護を実施した。

二、国民年金は老後における社会保障制度として住民にその趣旨の普及啓蒙を図り、保険料の完全納付に努めた結果、加入者数二、八三二人、検認

率九六・四％、印紙購入費二億一千万円となり、一方、年金受給者は一、三九九人で五億五百五十三万円となり、住民の老後の生活安定に大きく寄与している。

三、高令者対策については健康で明るく文化的な生きがいのある老後生活の確保を図るため、老人福祉センターを老人クラブ活動の拠点として利用し、老人の保健管理、文化活動、レクリエーション、憩の場として広範な活用を行い、更に高令者福祉スポーツ大会の開催、ゲートボール大会、研修会を実施するとともに老人クラブの育成強化に努めた。更に老人医療費補助百四十万六千円を公費負担し、西富公民館老人集会所建設費に対して、三百四万円の助成を行った。

四、家庭奉仕員による在宅寝たきり老人援護、独居老人、老人世帯の訪問指導と入浴巡回車のサービスを行い、老人アパートの維持運営により独居老人の生活安定に努めた。

四、農漁村後継者花嫁対策の推進については結婚相談員による積極的な活動を推進する一

方、関係機関等の協力により町内農漁家後継者七組の縁組みをまとめることができた。また、道内民間結婚相談所と提携して「都市女性と農漁村青年」との交流会を開催し新しい出会いの場を設けた。今後地元後継者の実態を把握し、花嫁募集対策を積極的に進めたい。

五、身体障害者の自立更生に配意し、各種事業推進に協力するとともに、心身障害児父母の会の運営充実に努めた。

また、身体障害者ハイヤー利用助成五十二万円、重度心身障害者特別対策として医療費助成一千二百六十万円余の公費負担を行った。

六、樹木公園、小公園、児童公園の維持管理に努めるとともに、浜佐呂間運動公園フェンス整備事業を実施した。

七、児童福祉対策については常設一ヶ所、へき地五ヶ所の保育所運営につとめるとともに教材、教具備品の整備補充を行い、若里保育所の屋外遊び場の整備を行った。

また、児童館は児童の豊かな情操を育み、健全な遊戯施

歳入総額に対する町民直接負担の状況

(単位 千円)

款 別	収入総額	内 訳		収入総額に対する町民直接負担の割合
		町民直接負担	その他	
町 税	577,136	483,196	93,940	11.53
地 方 譲 与 税	62,697		62,697	
自動車取得税交付金	34,469		34,469	
地 方 交 付 税	1,742,482		1,742,482	
分担金及び負担金	28,816	28,816		0.69
使用料及び手数料	290,950	120,587	170,363	2.87
国 庫 支 出 金	201,467		201,467	
道 支 出 金	345,380		345,380	
財 産 収 入	62,352	372	61,980	0.01
寄 付 金	78,743	2,000	76,743	0.05
繰 入 金	5,967		5,967	
繰 越 金	138,969		138,969	
諸 収 入	283,421	2,687	280,734	0.06
町 債	338,300		338,300	
交通安全対策特別交付金	631		631	
歳 入 合 計	4,191,780	637,658	3,554,122	15.21

設として運営内容の充実に努めた。

国の児童福祉施策としての児童手当は、対象者延二、七六二名に一千七百七十二万円余を支給した。

母子家庭医療補助百五十三万円、出産見舞金二十万円、母子家庭世帯一時貸付金四十万円の助成を行い、母子児童福祉の向上に努めるとともに母子会活動の推進に協力をした。

●衛生関係

町民の健康保持と生活環境美化、衛生思想の普及向上を図り地域住民が健康にして明るい日常生活を営むための保健事業を推進するとともに、疾病の早期発見、治療に配意し、町内医療機関の協力を得て住民の健康増進に努め、更にし尿、ごみ処理等生活環境の浄化を図り町民生活の安定に努めた。

一、医療対策として厚生病院運営費助成救急医療取扱業務負担等を行い、町医による地域医療活動促進のため報償費を支給し、町内医療体制の確保に努めた。

また、若佐診療所及び歯科診療所の施設改善整備を行い診療内容の向上充実に努め、更に若佐診療所運営費に対し九百九十八万円の委託補償を行い地域医療の確保に努めた。

二、母子保健については、一歳六ヶ月児検診、乳幼児股関節検診、歯牙フッ素塗布等を行い、母子の健康管理指導に努め、乳幼児医療費三百八十万円余を公費負担と母子栄養食品の助成を行った。

三、予防対策として伝染病予防結核予防、各種予防接種を実施し、成人病予防対策は受診者一、三三一名、検診費五百三十万円余を公費負担した。老人保健法による保健事業として四十歳以上を対象として一般健康調査を実施し、更にエキノコックス対策事業を推進するなど疾病の早期発見に努めた。

四、保健婦の指導体制強化に努

め、老人、婦人、児童を重点とした健康管理、生活指導の知識の普及に努めるとともに疾病の予防、早期治療等保健指導に努めた。

また、保健、食生活等の指導のため町内六地区で健康教室を開催した。

五、環境衛生対策としては、一般廃棄物の無料収集搬送処理事業を委託業者と連絡を密にして地域住民の利便に努め、委託費一千四百二十二万円を公費負担した。

また、ごみ集荷飛散防止のため、ごみ収集が設置に九ヶ所十三万円を公費助成したし尿収集は年三回の汲取り体制を励行し、し尿処理のため遠軽地区広域組合へ二千四百九十五万円の経費負担を行った。

生活環境の清潔美化を推進するため農漁村地区、市街地区に対する薬剤のあつ旋及び公費助成をした。

佐呂間墓地の管理図の作成と町内墓地の雑木伐採草刈等を実施又は助成をした。

●消防関係

消防については、施設、人員、装備を活用して住民の生命、財産の保全する事を目的として「消防力の基準」に基づき逐年その整備を図っているところであり、本年度分は広域組合の要求により負担金の措置をするともに独自分として消防庁舎の新築、通信施設の改善、防火水槽の新設等消防施設の充実に努めた。

●農林水産業関係

一、農政については、農業振興を図るため、国、道補助事業を主体として新地域農業総合対策事業（耕土改良）の実施更には狭少農用地で高収益性のあるアスパラ、特用作物（ごぼう）の増反等奨励のため助成を行った外、農家負債整理や天災、かんばつ災害等の資金に対する利子補給を行った。

また、産業後継者の知識向上を図るため高度な営農技術と近代的経営感覚を持つ優れた担い手を育成するため、道内外及び海外研修を推進した。

二、土地改良事業については、

歳出の性質別内訳

(単位 千円)

区分 款別	消費的経費				投資的経費			補助費等	合計
	人件費	物件費	その他	計	新営的	維持的	計		
議会費	57,611	4,718	96	62,425				829	63,254
総務費	215,271	60,177	10,964	286,412	23,270	5,856	29,126	169,974	485,512
民生費	175,351	77,024	220,651	473,026	5,704	2,770	8,474	50,844	532,344
衛生費	17,584	11,694	40,654	69,932	6,565	782	7,347	53,530	130,809
農林水産業費	70,273	24,126	13,657	108,056	345,708	68,074	413,782	364,783	886,621
商工費	11,770	4,403	355	16,528	4,876	184,944	189,820	60,398	266,746
土木費	60,531	30,622	4,185	95,338	210,635	22,722	233,357	3,028	331,723
消防費								119,474	119,474
教育費	102,782	149,246	31,006	283,034	32,015	25,626	57,641	75,986	416,661
公債費		61		61				570,151	570,212
諸支出金								116,052	116,052
災害復旧費					87,426		87,426		87,426
予備費									
歳出合計	711,173	362,071	321,568	1,394,812	716,199	310,774	1,026,973	1,585,049	4,006,834
構成費	17.75	9.04	8.02	34.81	17.87	7.76	25.63	39.56	100.00

農業生産向上を図るため、継続して基盤整備事業を実施した。

国営直轄明渠排水事業（オネルベシベ川・八九〇m、橋梁二基、頭首工、武士川、橋梁一基、道営事業では、浜幌地区（農道二七五m、明渠三三一m、暗渠五五・五ha農地造成一三・八ha、北富地区（農道七七〇m、明渠一二九四m、暗渠五・一ha、農地造成七・五ha）、栃木地区（農道九一八m、明渠二八m、共立地区明渠排水、七一六m、知来地区営農用水（導水管路一七五m、配水管路八九五六m、管理道路三八〇m）、伊岐武士河川応急等の整備を実施した。

また、団体営土地改良事業として浪速地区外七地区の農道、明渠、営農用水、暗渠排水、客土等の整備を行った。

更に農業用排水路掘削事業として、町単独事業で床丹川上流外三地区二、四一〇mをコンボで掘削し、内水排除を推進した。

三、畜産業振興については、町営牧野の総合整備を計画的に実施するため継続して公共育成牧場整備事業（草地造成四

八・七ha及び附帯事業）や、国道費補助事業として地域畜産総合対策事業（機械導入五八台、草地造成九・一ha）を実施した。

更には、町単独事業では牧野内の雑灌木の伐採、焼払いを行った外、牧柵のくい、有刺鉄線を更新し、整備拡充を図った。

その他振興対策としては、各種防疫対策、アザミ駆除、家畜まつり、小家畜の導入を実施した。

四、地籍調査事業は、新規地区幌岩、浜佐呂間、仁倉の各一部を含め継続して実施した。

五、水産振興対策については、第七次漁港整備事業として富武士（若里）、浜佐呂間漁港を計画的に継続事業として施工した外、国、道補助事業として地域沿岸漁業構造改善事業（増養殖管理推進施設）を実施した。

更にさろます養殖事業の一環として稚魚育養施設及び養殖管理施設等を設置し、水産技術普及事業を推進した。

また、水産資源の維持培養と海の環境保全に対する国民の意識高揚を図ることを目的

に皇太子ご夫妻をお招きし、サロマ湖において、第五回全国豊かな海づくり大会が開催され、道内外から六千人が参加し、大会式典や稚貝、稚魚の放流等の諸行事が行われた。

●商工業関係

一、商工業振興対策として、本町における特産品等を開発するため道補助事業により、地域小規模事業活性化推進事業（村おこし事業）を行った。

また、商工会の健全育成を図るため、商工会運営費助成を行った外、中小企業対策として商工業者に対し経営資金借入金の子補給を行った。

二、観光事業については、国定公園サロマ湖の宣伝事業をはじめ、観光協会の育成を図った外、自然の美化を推進、維持するためアモの除去を行った。

また、国民宿舎の運営改善に留意した。

●土木関係

一、道路整備について
ア、道路新設改良については

国、道の補助制度及び融資制度を活用することに努め町道の改善については道営工事、団体営工事により実施した外、主要工事として六十年代より新規着工（継続事業）した佐呂間墓地道路特改一種工事は事業費二千七十七千円で実施し、六十年代より新制度の緊急地方道路整備事業（臨時交付金）については知来十四号道路特改四種工事を事業費一千四百四十千円で実施した。

臨時地方道路整備事業による道路整備は五十九年度より継続の若里基線道路舗装工事、若里北幹線道路ローバレイ工事等三路線を実施し、町単独工事としては一路線、計町道六路線の改良整備を実施した。

イ、道路維持補修については町道二百三十八路線（六十年代三路線認定）、実延長二九四・八三三m（改良済一六、九六〇m、未改良一七七、八七二m）の整備不良箇所を重点を置き、自治会要望箇所を含め、知来、仁倉間道路拡幅工事外六路

線の整備補修工事を実施した。

例年実施している舗装道路の補修及び道路案内標識の設置、町道の砂利敷、草刈り、排水管清掃、ロードマーク、スノーポール設置等道路維持管理上必要な事業を実施し、冬期には積雪による交通確保のため、町有車輛七台と委託料約六百万円を投入し除雪作業を実施、道路の維持管理に努めた。

二、橋梁整備について

町道に架設されている八九橋（延長一、一六九m）の維持管理を行った。

三、河川整備について

普通河川、一二河川の維持管理に努めるとともに拓栄川法正補修工事外一件の補修工事を実施した。

四、住宅建設について

既存公営住宅の老朽化に対応し、西富団地には簡易耐火構造一棟八戸（一種三LDK四戸、二種二LDK四戸）、栄団地には簡易耐火構造一棟四戸（一種三LDK四戸）を新築、また、新規団地として

浜佐呂間第三団地に簡易耐火構造一棟四戸（一種三LDK四戸）を新築し、住民の住宅確保と生活の安定を図った。

五、災害復旧について

五十九年五月の融雪災害、普通河川、浅田の沢川、四十二号の沢川、ブシケシヨマナイ川の三ヶ所については、繰越明許費として総事業費八千七百四十二万六千円で災害復旧工事を実施した。

六十年四月の融雪災害として、普通河川六号の沢川、イワケシヨコマナイ川、岩美川の三ヶ所が災害復旧国庫負担工事として総事業費三千七百六十七万八千円が繰越明許費として、六十一年度で施行することになった。

●教育関係

一、学校教育については、教育内容の充実に努めるため教育機器、機械の整備計画に基づき教材備品等の充足を図り併せて施設の整備改善を図った。

また、年次計画での児童、生徒用机、いすの更新、各校

舎の施設工事等大巾な補修、スクールバスの更新、環境整備併せて浜佐呂間小中学校、佐呂間小学校のグラウンド整備を行った。

歴史と伝統ある町立栃木小学校が児童数の減少と校舎の老朽化が著しいので正常な学校運営が困難であるとの教育上の見地から廃止、隣接校に統合し、義務教育水準の向上を図った。

学校教育の効果は、教師の意欲と資質能力に負うところが大きく、そのため専門性を高めるため体系的な各種講習会、研修会等への積極的参加の促進と適正な人事行政の展開を図った。

二、幼児教育のための幼稚園の運営については、目標(正しい社会性を身につけ、自主的、創造的で情豊かな明るい健康な子どもの育成)に基づいた日々の指導に当り望ましい教師たるべき資質の向上のため研修会、講習会等に積極的に参加させ、保育所、小学校との連携を保ち教師一人一人の充実に努め、併せて施設の整備を図った。

三、教員住宅の整備については

児童、生徒の維持に伴う教員数の増減及び建物の老朽化等に勘案し、年次計画を見直しながら取り進めているが、本年度はへき地教員宿舍事業で一棟一戸仁倉に建築した。

四、社会教育、公民館、社会体育関係では、高令化社会への進行に伴う老人施策のうち、社会教育分野での生がよい教育の一環である寿大学の開設、家庭で学習の場を広げ機能を高めるための家庭教育学級の開設、幼少期のちびっ子教室の開催、各種町民の講座の開催、青年、婦人、その他各種団体活動の促進助長、町民健康維持増進と体育の振興及び文化行事への積極的な参加を求めて各種講習会、講演会の開催と各指導者の養成、体育施設設備の更新、充実、改善をなし、住民の施設利用の活用化、高度化を図った。

図書館については、蔵書の充実を図り、町民の利用に対応できるサービス体制の確立と読書活動の普及に努めた。また、これからの社会教育の一層の振興と充実を図るため「佐呂間町社会教育中期計画」(昭和六十年年度～昭和六十四年度)を策定した。

昭和六十年年度 特別会計財政運営状況の概要

●町有林事業

町有林事業会計では、管理する町有林面積一、六〇六haの内天然林四三〇ha、人工林一、〇九六ha、その他八〇haで人工林の占める割合は総面積の六八%となっている。

本年度の主な事業は、造林一八・一八ha、保育事業下刈一六八・六二ha、つる切六二・〇二ha、開伐事業五八・二五ha、林道草刈二六、二三〇mを実施した。

これに要した事業費は、七千六百五十二万三千円で、道補助金一千四百四十万四千円、一般財源五千四百六十六万七千円、町債八百十万円、その他二百八十五万一千円で収支のバランスを計っている。

なお、小規模治山事業として道費事業の砂防ダム一基(工事費約八百万円)の建設を行い、治山事業の万全を図っている。一般財源となる財産収入は、円高により国産木材価格が不安

定、且つ、低迷しているため、次年度以降の町有林事業は重大な影響を受ける事も充分予想されるが、本年度は極力経費の節減に努め独立採算の原則を配慮しつつ事業の推進に努めた。

●簡易水道事業

一、給水状況について
給水件数は、一、八九六件(六十年年度一ヶ月平均)で前年度に比較して二〇件増加、給水量は給水件数の増加と夏季が高温(特に八月)であったことから使用水量が増加し年間有収水量は四四八、〇八一mとなり、前年対比八、六〇九m、一・九六%が伸びとなった。

水道使用料では三百二十七万一千円余の増収となった。

二、施設整備について

量水器の有効年限に伴う更新については、一五五ヶ所の改良工事を実施し、管路関係

の整備については、佐呂間簡易水道導水管移設工事外二件の改良工事を実施した。

富士簡易水道の水源故渇による水不足と将来の給水量増加に対応するため佐呂間簡易水道の余剰水を富士簡易水道に送水し、給水の安定供給を図るための事業認可を昭和六十一年三月三十一日付で得た。

このことにより富士簡易水道事業は昭和六十一年三月三十一日付で廃止となり、佐呂間簡易水道事業に統合された。

三、施設の維持管理について

水道施設は住民生活の基幹的施設であることから、清浄な水が安定して供給されるよう適切な維持管理に努めた。

収支バランスの主なものは歳入では使用料九千二百七十九万八千円、一般会計よりの繰入金三千九百六十四万七千円、繰越金七百七十八万八千円、その他三百十三万七千円歳出、一般管理費二千三百八十六万一千円、維持費二千二百五十万三千円、施設費四百三十九万六千円、公債費八千三百六十八万二千円、その他百三十七万三千円となっている。

●国民健康保険事業

国民健康保険事業会計については、老人保険制度、退職者医療制度が創設され、制度間の負担の衡平を図ることとしたが、国の厳しい財政事情から国庫支出金の抑制削減を図る改訂がなされた。

医療費の増嵩は著しく、対前年比一二・三％の伸びとなり、財源充当のため国保基金積立金二千五百万余の取りくずしを余儀なくされた。

昭和六十年年度国保会計の収支構成は、歳入では保険税二億四千六十五万余、国庫支出金四億七千三百六十二万余となり全体の九〇・四％を占めており一方歳出では保険給付費総額四億四千九百七十四万余と老人保健拠出金二億八千七百十四万余と合わせると全体の九六・〇％を占め、対前年比一五・七％の増となります。

収支差引余剰金二千二百三十万円は次年度へ繰越した。

国保会計にとって老人保健制度、退職者医療制度により、理論的には負担は緩和されたが、国庫補助の抑制、制度改正の見直し、更には近年医療費の増加は国保財政をより厳しいものと

しており、将来被保険者の負担増となることから今後医療内容の実態を適確に把握し、国保財政の健全運営に努めたい。

●老人保健事業

老人保健会計は、老令化社会の進行に対処し、増嵩する老人医療対策として医療保健制度間の負担の公平化を図るため老人保健制度が実施された。

受給資格者は六十年末八〇二名（内寝たきり者一八名）で医療給付総額七億七千五百四十四万余となり、対前年比一八・七％の伸びとなる。

これに充てる歳入は、支払基金交付金五億四千八百十四万余、国庫補助金一億九千六百十三万余、一般会計繰入金四千三百三十三万余となり、収支差引余剰金一千八百二十二万余が生じており、これらは次年度において支払基金等へ精算返還されるものである。

●と場事業

と畜場事業関係について、経

営収支の均衡化に努めているところであるが依然として一般会計からの繰り入れがあり、独立採算に至っていないが経常経費を極力節減するよう配慮し、健全運営を図っている。

●町営バス事業

町営バス事業については、町の利便と通学バスの性格を併

せ、運行しているがバス使用料の微減の反面、バス車輛の購入と経常経費の増もあり、一般会計よりの繰入金は九百八万四千円と前年比百九十四万五千円の増加となっている。

今後もバス運営については、利用者の微減傾向もあり、収支均衡には厳しい状況にあります。が、利用促進に配慮するとともに経費節減、合理化等についてなお一層検討をしながら運営の健全化に努めたい。

昭和六十年年度

決算審査報告書

監査委員

宮崎 正義

惣田 隆次

昭和六十年年度佐呂間町一般会計及び特別会計決算

に関する審査意見を次のとおり報告します。

一、審査の対象

- (1) 一般会計歳入歳出決算
- (2) 町有林特別会計歳入歳出決算
- (2) 簡易水道特別会計歳入歳出決算

算

(4) と場特別会計歳入歳出決算

(5) 町営バス事業特別会計歳入歳出決算

(6) 国民健康保険特別会計歳入歳出決算

(7) 老人保健特別会計歳入歳出決算

(8) 財産に関する調査

二、審査期間

昭和六十一年十月十四日から二十五日までのうち、十日間

三、審査概要

昭和六十年年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算につき、それぞれの事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査にもとづいて、歳入歳出決算計数の総括的な審査を行いその内容の是非、予算の執行状況についても検討を加えた。

なお、これらの審査に当たっては、所管担当者からの資料提出と説明を求め参考とした。その結果、各会計とも計数に誤りなく正当なものと認められ

また、予算執行についても、公共事業費、国庫負担金の削減、民生・教育費等の制度改革による地方負担の増大に対処しながら行政を委縮させることなく、土地基盤整備事業を推進し、牧野を拡張整備し、漁業の背面施設整備の促進、サロマ湖の流水漂砂対策の予算確保等、全国的行事である豊かな海づくり大会開催を契機として大きな前進が見られ、更に幹線道路の改良舗装、消防庁舎建設等、地域産業の振興、住民福祉の着実な向上に配慮した適切妥当な財政計画の下で、しかも健全性を維持し執行されたものと認める。

四、会計別財政 収支の状況

(1) 一般会計

昭和六十年度一般会計の決算状況は、歳入総額四十一億九千七百七十八万円、歳出総額四十億六千八百八十三万四千円で形式収支は一億八千四百九十四万六千円の黒字である。

これは最終予算額に対し、歳入においては一〇一・七八%、歳出においては九七・二八%の

執行率となり、特定財源の収入確保の積極的姿勢と経常経費の行政改革的観点からの節減の努力の結果であると評価でき、効率的な財政運営がなされたものと認める。

これを財政収支の状況によってみると、形式収支から公園施設費及び災害復旧費に充てたため、翌年度に繰越すべき財源と前年度実質収支（前年度繰越金）を差し引いた単年度収支は、四千八百八十三万七千円の黒字であり、また、単年度の基金積立金と取りくずし額を相殺した結果、実質単年度収支は二億三千六百八十八万円の黒字となり、健全性が維持されている。

(2) 特別会計

昭和六十年度各特別会計の決算状況は、決算合計額、歳入十八億六千四百三十三万一千円、歳出十八億一千八百九十九万四千円、差引残額四千六百三十七万七千円である。

実質収支は、各会計とも黒字になっているが、一般会計からの繰入額は、対前年一千三百八十二万七千円増の一億一千六百五十二千円に達した。

その内訳は、簡易水道会計三千九百六十四万七千円、国保会計二千二百万円、と場合会計百九

十八万五千円、バス会計九百八十四万四千円、老人保健会計四千三百三十三万六千円である。

前年度同様、町有林会計を除く他の特別会計すべての財源として一般会計からの繰入金が充当されている。

ア、町有林会計

実質収支から前年度繰越金八十六万六千円を除く単年度収支は、二百六十三万三千円の黒字である。

更に年度内基金積立金百五十一万七千円を加えた実質単年度収支は四百十五万円の黒字となつて、一般会計からの繰入を要しない。

イ、簡易水道会計

実質収支の黒字七百五十五万六千円から前年度繰越金七百七十八万八千円を除くと、二十三万二千円の赤字となり、基金利子積立一万六千円を加え、一般会計繰入金三千九百六十四万七千円を除く実質単年度収支は三千九百八十六万三千円の赤字である。

ウ、と場合会計

実質収支の黒字二十八万七千円から前年度繰越金八十八万九千円を除いた単年度収支は、六

十万二千円の赤字、これに基金積立金一千円を加え、一般会計繰入金百九十八万五千円を除いた実質単年度収支は二百五十八万六千円の赤字となる。

エ、バス会計

実質収支の黒字百七十三万三千円から前年度繰越金百三十二万四千円を除いた単年度収支は四十万九千円の黒字、これから一般会計繰入金九百八十四千円を除くと実質単年度収支は、八百六十七万五千円の赤字となる

オ、国保会計

実質収支二千二百三十万七千円の黒字から前年度繰越金四百二十七万六千円を差し引いた単年度収支は、一千八百三十一万一千円の黒字、これに年度内基金積立金二百六十六万一千円を加え基金取りくずし二千五百万円及び一般会計繰入金二千二百万円を除くと二千六百八十八万八千円の赤字となる。

カ、老人保健会計

実質収支一千八十二万五千円の黒字から前年度繰越金四百十三万五千円と一般会計繰入金（老人医療費の五%相当分）四千三百三十三万六千円を除く実質

単年度収支は、三千六百八十四万六千円の赤字となる。

しかし、本会計の場合、制度上当然町が負担すべき医療費の五%相当分の金額を繰入金として収入し、実質単年度収支を赤字とする取り扱いには疑問もある。

五、財政運営の状況

(1) 収入関係

本年度歳入の執行状況について、予算額対調整額は四十一億一千八百六十六万二千円対四十二億三千五百八十六万七千円で一億一千七百二十万五千円の増収入済額は、四十一億九千七百七十八万円で、予算額に対し一〇一・七八%、調整額に対して九八・九六%の収入率となり、前年同様収入率は低くなっている。これは災害復旧工事の繰越明許に係る財源、三千七百六十一万八千円の未収が原因であり、これを修正した数値は九九・八五%と上昇する。

収入未済額のうち、三千七百六十一万八千円（国庫支出金・町債）を除く六百十四万五千円の内訳で、収入率は前年対比、町税〇・〇八%低下、分担金負

担金〇・九三％上昇、使用料手

数料〇・〇八％低下、財産収入
〇・〇八％上昇、諸収入前年同

率と大きな変動はみられない。
なお、収入未済額の総額にお

いては、百一十一万八千円の増加
となり、特に使用料手数料のう

ち、土木使用料の住宅使用料（
公営住宅使用料）の収入未済が

前年対比五十三万三千円増加とな
ったのが目立っている。

しかし、全般的にみて予算と
調定、調定と収入との比較にお

いて特に指摘すべき積算計数の
相違がないことは、財源確保に

向けての努力の結果であると評
価する。

(2)支出関係
歳出予算の総額四十一億一千

八百六十六万二千円に対し、支
出済額は、四十億六千八百十三

万四千円であるが、公園施設費四
百三十万円及び災害復旧に係る

事業繰越額三千七百六十七万八
千円、合計四千四百九十七万八

千円を予算から除外した四十億七
千六百六十八万四千円で執行率

を計算すると九八・二九％にな
る。（前年度九八・四一％）

不用額は、六千九百八十五万
円であって予備費の不用額二千

となる。

予算の執行状況を款別執行率
でみると、すべての款で九七％

を超える執行率となり、前年度
低率であった衛生費、教育費の

いずれも九八・三％に達し、計
画的な事務事業の執行があつた

ことが推論できる。
個別の内容審査では後述の指

摘にもある如く、当初予算の編
成あるいは増減額の補正に適切

を欠くものもあるが、これは一
部の例外であつて、全般的には

事務事業が計画的にしかも効率
よく執行されたものと認める。

歳出決算額を性質別にみると
消費的経費のうち、人件費は対

前年四・一八％増、物件費は一
・二九％の減となつてゐるが、

その他については約二・四倍、
金額にして一億八千九百九十四

万七千円の増となり、歳出全体
に占める消費的経費の割合を三

四・八一％としてゐる。
普通、消費的経費の割合は三

〇％未満であるから補助費等と
の分類誤りもあるのではなから

うか。
投資的経費においては新営的

なものが増加している。
投資的経費全体では前年を一

費的経費との関連もあつてか、
前年対比八五・一一％、構成比

も四〇％を下回つてゐる。

六、予算執行状況 と留意点

(1)一般会計

①歳入の部
歳入のうち、町税と地方交付

税の合算額二十三億一千九百萬
円余が歳入全体の五五・三四％

に達している。
地方交付税については、豊か

な海づくり大会という特定な要
素があつて、対前年一六％強の

伸長があつたもので、過去五ヶ
年のすう勢をみると、今後の

伸を期待できないものである。
五十九年度の決算審査報告書

で述べたとおり、厳しい現状の
下では、調定した税、使用料、

手数料等について未収を生じな
い努力を継続して要する。

なお、前年度要望した事務機
構の整備については庶務規程の

改正が行われ万全の体制が整つ
た。

しかしまだ機構が一〇〇％実
動していないので今後に期待し

たい。

⑦町税

収入額は、対前年七千三百二
十一万九千円、一四・五三％の

増加となり著しく伸長した。
収納率は九九・四八％（五十

八年九九・六三％、五十九年九
九・五七％）と対前年〇・〇九

％低下し、連年の微減少をくい
止めることはできなかった。

従つて収入未済額の累計は、
二百八十二万七千円となり、前

年対比六十四万六千円増になつ
た。

本年度未収の従前と比較して
の異なる点としては、前年度ま

での未収は町民税、固定資産税
に限られていたものが、軽車税

にまで及んだことである。
町税の不能欠損額は、十七万

八千九百七十円である。
地方税法の定めるところによ

り適正に処理されており、内容
を精査した結果、不能欠損する

ことはやむを得ないものと認め
た。

⑧分担金及び負担金
児童福祉負担金（常設保育所

保育料）の収入未済額が前年度
三十七万九千八百六十円、本年

度二十三万五千三百十円と約六
二％に減少した。

の努力に対し敬意を表する。

なお一層の成果を期待すると
ともに、督促、奨励についての

記録を整備されるよう望みたい
⑨使用料手数料
観光施設使用料（五十九万六

千八百四十円）および幼稚園使
用料（九万四円）の収入未済につ

いて、それぞれ文書または訪問
面接による納入督促の経過を確

認した。
努力の跡はうかがえるが、な

お継続して解消されたい。
前年度と比較し、幼稚園使用

料の未収は減少し、観光施設使
用料の未収は増加している。

児童福祉使用料（へき地保育
所）八万三千五百円、住宅使用

料（公営住宅）、二百四万五千
五百六十円の未収があり、使用

料手数料全体では、二百八十一
万六千円に達し（前年対比一三

六％）町税の未収額と並んでし
まった。

⑩財産収入
改正後の庶務規程に基づく各

責任担当分野での真剣な取り組
みが望まれる。

物品売却収入における不能欠
損額十四万三千円は貸付牛に係

る一件の金額であり事情やむを
得ないものと認める。

⑤諸収入

諸収入のうち、奨学資金貸付金収入の収入未済額二十五万二千円については、未収を認める理由が薄いと思われる、すみやかな措置が望まれる。

⑥歳出の部

⑦予算不用額について

不用額について、実不用額は四千九百九十五万五千円である。

不用額が生ずる理由は多種多様であるが、本年度の場合執行率がどれだけの款においても、九七％を超えていることは、事務事業が計画的に遂行されているもしくは早い時期における予算補正による過大見積りの修正という適切な措置がとられた結果であると思われる。

この中で、人件費の給料、共済費にかなりの不用額が生じ、そのまま決算に至っているものがある。

予算繰算の誤りであるならば今後留意されたい。

また、町債元金償還金において百二十六万円の不用額を生じているのも同様である。

⑧予備費の充用について

予備費の充用総額は、六百二十万二千円、三八件である。

前年度(三百七十七万七千円)

に比較し、増加しているものの、予算規模からみて妥当と考える。

このうち、七土木費、四住宅費、一住宅管理費、一四使用料賃借料に予備費七万七千円充用しているが、決算で十六万三千七十円の不用額を生じている。適当と思えない。

⑨予算流用について

歳出全般にわたり、予算不用額と節間流用のアンバランスが目立つ、より計画的な予算編成と支出が望まれる。

⑩事務全般について

一、栄小学校校舎の雨もり、同二階廊下、教室の亀裂は、原因を究明し、適切早急な対処により不安を除去せられたい

二、各学校が保管する備品台帳に、その備品の具体的保管場所を記載するよう指導されたい。

三、私農道の除雪助成約百六十万円については、縮少廃止を検討すべきものと思われる。

四、牧野改良事業の牧野利用組合に対する発注にあたり、工事従事者の保険加入、危害防止につき指導が必要と思われる。

(2)特別会計

①町有林会計

予算総額七千七百三十五万五千円に対し、執行率九八・九二％の七千六百五十二万三千円に上っている。

主な事業は、造林関係で植付面積一八・一八ha、地ごしらえ二一・六五haを九百七十六万五千円で、間伐事業では、六・一六haを九百九十六万六千円で実施し、財産処分関連の直営造林事業では、二千百六十一万一千円を支出して四、二八八㎡の素材を生産した。

そのほか、例年どおり維持管理事業として造林地下刈事業、造林地つる切除伐枝打事業、野そ駆除事業、林道作業道草刈事業を一千三百二十二万七千円で実施した。

歳入では、道支出金一千四百四十万四千円、財産収入五千四百六十七万七千円、町債八百十萬円が主なもの、特別会計として唯一つ一般会計からの繰り入れはしていない。

②簡易水道会計

予算総額一億四千百十八万一千円で執行率九六・一九％、一億三千五百八十一万五千円になっている。

本年度の主な事業は、佐呂間

簡水検満量水器改良工事一五五台、五百五十八万一千円、佐呂間簡水事業変更認可申請書作成委託三百二十五万円で、その他一件百万円以下の工事四件、二百五十五万三千円である。

歳入においては、使用料九千二百七十九万八千円(五十八年度八千三百八十九万四千円、五十九年度八千九百五十二万七千円)、一般会計繰入金三千九百六十四万七千円、繰越金七百七十八万八千円が主なものであり歳出では、右記工事費のほか、公債費八千三百六十八万一千円が歳出の約六二％を占める。

水道使用料の収入未済額百四十三万七千円は前年度より八万一千円の減少となり、口座振替の促進、臨戸督励等、担当者の適切な対応策が漸く効果を現しつつあるとみることができ、更に今後の成果を注目したい。

③と場会計

と場会計の歳入では使用料一千二百三十三万五千円(前年度一千一百一十九万九千円)と前年対比百一十一万六千円の増である。

と場利用頭数は、七、一七二頭(前年度七、四九三頭)で、処理頭数は、減少している。

他に一般会計繰入金百九十八万五千円と繰越金八十八万九千

円が主なものである。

歳出では、と場運営のための人件費、賃金、維持的経費が主なものである。

④町営バス会計

町営バス会計の歳入では、使用料一千三百七十九万四千円(前年度一千四百三十三万四千円)と前年度より約四％減少している利用人員は、前年度(五十九年度九〇、九六八件)より三、二八〇件増の九四、二四八件となっているので機会を改め内容を分析検討してみたい。

使用料の他に、道補助金九百四十一万五千円、一般会計繰入金九百八十四万四千円、町債八百三十万円をもって人件費、バス購入費、車輛運行管理費に充てている。

⑤国保会計

国保税現年度分調定額は、二億三千四百四十一万五千円で、収入済額は二億二千九百六十万四千円である。

従って、収納率は前年度を若干上回る九七・九五％を維持した。(五十六年九九・〇二％、五十七年九八・五％、五十八年九八・〇四％、五十九年九七・九％)

滞納繰越分の調定額九百九十

万円、収入済額百四十二万八千円、この収納率は一四・四二%（五十七年一八・七%、五十八年二一・一七%、五十九年二九・五六%）と落ちこんでいる。現年度の徴税に力を入れれば滞納繰越分の成績は下がると言う矛盾が出ている。

とにかく、収入未済額が一千万円の大台を突破し一千二百七十五万七千円に達したのであるから抜本的対策を要望したい。不能欠損額五十二万五千円に對する納税督促、時効中断の処理経過等債権保全の記録も明確であり時効完成による不能欠損についてはやむを得ないものと認める。

退職者医療制度も平常化しつつあり、保険給付費の動向では療養諸費総費用額は五億二千九百七十二万四千円で前年対比（五十九年四億九千七百四十万円）六・五六%、三千二百六十二万円の増になっている。

被保険者数は年度末現在五、一六二人（五十九年五、〇一八人）で、このうち六五九人、十二・七七%が老人保健医療給付対象者である。

⑥老人保健会計

歳入では、支払基金交付金五億四千八百八十四万四千円が歳入

全体の六九・二%を占め、次いで国庫支出金一億五千六百九十九万九千円、一九・七%、道支出金三千九百九十三万八千円、五・〇四%がある。

道支出金に對應する老人医療費の五%分として算定された町の負担分は、一般会計繰入金として四千三百三十三万六千円を収入している。

歳出では、医療給付費で入院一、九一六件、五億四千八百八十三万三千円（五十九年一、七八三件、四億七千九百九十五万二千円）、入院外六、一二九件、二億一千三百三十二万八千円（五十九年五、七九〇件、一億七千二百三万六千円）、歯科五一四件、一千九万四千円（五十九年四二〇件、七百万六千円）、調剤一一五件、百六万六千円（五十九年一五四件、百五十五万七千円）、合計で八、六七四件、七億七千三百二十九万一千円となり、前年対比は、件数で五二七件の増、医療費では、一億二千七百七十四万四千円、一八・五%の伸になった。

まちの話題

待望の照明付きスケートリンクとブルームボールリンク完成

冬の体力向上として町民念願のスケートリンクと冬の新しいスポーツとして注目をあびているブルームボールリンクが完成し、十二月二十八日にオープンしました。

リンク開きには岸本助役、為広体育協会会長、結城スケート協会会長などによるテープカットが行われ、その後さっそく子供達



は一周三百mの広々としたリンクで初滑りを楽しんでいました。また、ウインタースポーツとして年々さかんになっているブルームボールリンクも新たに二面完成、オープン記念として模擬試合も行われ、リンク開きに花を添えました。

歳末防犯

街頭指導

十二月二十七日、佐呂間市街繁華街を一時間に亘り歳末防犯街頭指導が行われました。

この指導は、佐呂間市街自治会防犯部が主催し、佐呂間警察官駐在所、防犯協会佐呂間支部が協力して、車輛のドアロック



調査や見回りを実施しました。この結果、依然としてドアロックをしていない車が数多くありました。

盗難車は犯罪などにも使用される可能性もあり、皆さんも車から離れる時は必ず、エンジンキーを抜き取り、ドアロックし犯罪のない町づくりに協力いたしましょう。

第十五回遠軽地方

剣道段別選手権大会

一月十八日、丸瀬布町スポーツセンターにおいて第十五回遠軽地方剣道段別選手権大会が行われました。

七ヶ町村から約七十名、本町からは十五名が参加し、それぞれ初段の部から五段の部までと女子の部・選手権の部までの七段階に分かれ、熱戦を繰り広げました。

なお、成績は次のとおりです（本町選手のみ）

○女子の部	優勝	田中道子
○三段の部	優勝	石田智張
準優勝	鈴木重廣	
○五段の部	優勝	石川昭三

お知らせ

町や関係機関からの
お知らせ、行事の案
内をのせています。

運転免許証

更新時講習会

▽日時 三月五日

午後六時から

▽場所 町民センター集會室

※講習は、有効期限（誕生日）
の一年前から受講できます。

更新手続きは、有効期限の一
ヶ月前からです。

なお、受講される方は、免許
証、筆記用具をご持参ください
（交通安全協会佐呂間支部）

煙突の結露に

注意

一月十五日、北見市において
石油ストーブの不完全燃焼によ
り夫婦が一酸化炭素中毒死する
という事故がありました。事故
発見時には、ポット式の石油

ストーブがつけっぱなしで、屋
外のほうろろ煙突内部が結露し
て凍結、二階屋根までの内部の
完全に氷とススで詰まり、煙突
には、長さ約一、五mのつらら
が伸びていたことから、事故原
因は、ストーブから温かい煙が
外煙突内を通過する時冷却され
これが水滴となり煙突内で凍結
日がたつにつれ大きなかたまり
となり、煙突の通気を悪くして
不完全燃焼を起こしたものとみ
られます。

これらと全く同様の事故が昨
年一月に紋別市でも発生してお
ります。

この種の事故はストーブを使
用している家庭では、いつでも
起こりえることですので、事故
を防止するために次のことに心
掛けましょう。

一、暖房器具は、正常に燃焼し
ているか点検を行う。

二、暖房器具を使用している部
屋の換気を一日数回行う。

三、煙突は、スス、氷塊等であ
まっていないか点検を行う。

（遠軽地区広域組合消防署）

佐呂間支署

三月は道税の滞納 整理月間です

網走支庁では、三月を道税の
滞納整理の総仕上げの期間とし
て、全税目を対象に滞納額の整
理に取り組みます。

みなさん、道税の納税はもう
お済みでしょうか。うっかり納
期を忘れていませんか。

道では、豊かで活力あふれる
地域づくりのため、きめ細かく
いろいろな事業を行っていま
す。道税は、そのために使われ
る大切な財源です。

まだ納めていない方は、でき
るだけ早く納めてください。
納税についてのご相談は、次
のところへお問い合わせくださ
い。

網走支庁税務課

☎〇一五二・四四・七一七一

網走支庁北見税務事務所

☎〇一五七・二五・八六八一

網走支庁紋別税務事務所

☎〇一五八二・四・二六二六

戦傷病者戦没者遺族
援護及び恩給業務相
談会の開催について

戦傷病者戦没者遺族等援護対
象未処遇者の解消を図るため、
北海道民生部保護課から担当職
員が派遣され、次のとおり相談
会が開催されます。

▽相談対象事項

(一) 戦没者等の遺族に対する援
護（遺族年金、扶助料、特
別弔慰金、戦没妻、父母特
別給付金）関係

(二) 戦傷病者等に対する援護（
障害年金、傷病恩給、戦傷
病者妻特別給付金、戦傷病
者手帳）関係

(三) 旧軍人等に対する恩給及び
軍歴証明

▽対象者

(一) 右記援護対象者で未処遇の
方

(二) 既に請求済みであるが、支
庁・市町村を通じ不備等で
請求書類が返戻されている
方

(三) 戦傷病者相談員

▽日程

三月二十五日 十時～十四時

▽場所

北見市福祉センター内

中会議室（三階）

（民生課社会係）

佐呂間町農業委員会委員選挙人名簿縦覧について

縦覧期間 自 2月23日（月）

至 3月 9日（月）

縦覧場所 佐呂間町選挙管理委員会（役場内）

特定疾患患者及び腎臓機能障害者

への交通費助成について

町では、重症筋無力症、パーキンソン病等、別表の特定疾患の患者及び人工透析療法による医療の給付を受けている方に対し、交通費の助成を次のとおり実施しています。

▽助成の対象者

佐呂間町内に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている方で別表北海道特定疾患治療

研究対象疾患及び北海道腎臓機能障害者通院交通費補助事業実施要綱による疾患に罹患し通院を要する方

▽申請の方法

特定疾患患者については、「特定疾患医療受給者証患者認定書」を持参し民生課社会係で手続きしてください。

(民生課社会係)

いじめ相談窓口

開設について

一、趣旨

いじめ問題が深刻さを増してきていることから、いじめをめぐる児童生徒や父母等の悩みについて相談に応ずるため、いじめ相談窓口が開設されたものです。

二、方法

電話及び面談による相談

三、対象

網走管内の児童・生徒及び父母等。

四、相談日

毎週、月・水・金曜日の午前10時から午後5時まで。

五、相談員

網走教育局指導課義務教育指導班及び高等学校教育指導班の指導主事

六、対応方法

(一)電話による相談

相談専用電話番号 〇一五二一四四一七二六二

(二)面談による相談

北海道教育庁網走教育局
(網走市北七条西三丁目
網走総合庁舎二階)

佐呂間町PR用

名刺(台紙)を無料
配付します

町では、佐呂間町の観光PR用として、サロマ湖の美しい写真入りの名刺台紙二種類を作成



しました。
この台紙をご希望の方には、無料で配付いたしますので、役場産業課商工観光係へ申し込んでください。

なお、印刷代は、個人負担となりますのでご了承ください。
(産業課商工観光係)

篤志寄付

(開基百年記念事業基金として)

一金 三百万円

宮前町 高橋土建株式会社



この度、宮前町の高橋土建株式会社(代表取締役社長 高橋光重氏)から、創業五十年、会社設立三十五周年を記念して、「開基百年記念事業に役立ててください」と、三百万円の篤志寄付がありました。

別表 治療研究対象疾患

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1)パーチュット病 | (20)パーキンソン病 |
| (2)多発性硬化症 | (21)アミロイドーシス |
| (3)重症筋無力症 | (22)後縦靭帯骨化症 |
| (4)全身性エリテマトーデス | (23)ハンチントン舞蹈病 |
| (5)スモン | (24)ウィリス動脈輪閉塞症(モヤモヤ症) |
| (6)再生不良性貧血 | (25)ウェゲナー肉芽腫 |
| (7)サルコイドーシス | (26)難治性の肝炎(劇症肝炎を除く) |
| (8)筋萎縮性側索硬化症 | (27)血友病(20歳以上) |
| (9)強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 | (28)下垂体機能障害 |
| (10)特発性血小板減少性紫斑病 | (29)橋本病 |
| (11)結節性動脈周囲炎 | (30)溶血性貧血 |
| (12)潰瘍性大腸炎 | (31)特発性心筋症 |
| (13)大動脈炎症候群 | (32)肺線維症 |
| (14)ビュルガー病 | (33)突発性難聴 |
| (15)天疱瘡 | (34)ステロイドホルモン産生異常症 |
| (16)脊髄小脳変性症 | (35)免疫不全病候群 |
| (17)クローン病 | (36)シェーグレン病 |
| (18)難治性の肝炎(劇症肝炎) | (37)特発性大腿骨頭壊死症 |
| (19)悪性関節リュウマチ | |

湧網線ご利用の方へ

国鉄から定期運賃差額補償のご案内

現在、湧網線（中湧別駅～網走駅間）を国鉄定期券で利用されている方で、昭和六十二年三月二十日以降も新しいバス定期券でバスを利用される方に「昭和六十二年三月十九日以前の国鉄定期運賃」と「昭和六十二年三月二十日から利用されるバスの定期運賃」との差額が補償されます。

▼補償の期間

(一)通勤

昭和六十二年三月二十日以降一年間（十二ヶ月）

(二)通学

昭和六十二年三月二十日現在在学中の学校（学部・学科）卒業までの期間（所定の修業年限までとし、一年は十ヶ月として計算します）

▼補償を受けるための手続き

①補償の対象となる方は、定期利用届を提出してください。

・受付期間

昭和六十二年二月一日から
二月二十五日まで

・受付窓口

網走・常呂・佐呂間・計呂地
中湧別・遠軽の各駅のきっぷ売場

・持参する物

印鑑、現在使用中の国鉄定期券

※利用届用紙は、前記の各駅の受付窓口にあります。

※利用届を提出されない場合は補償になりませんのでご注意ください。

②次に、三月二十日以降の新しいバス定期券をお買い求めの上、交付申請をしていただきます。

・利用届を提出された方には、交付申請手続きのご案内を三月十五日頃までに直接郵送いたします。

・交付申請の際に昭和六十二年三月二十日からお使いになるバス定期券、身分証明書又は在学証明書等を確認させていただきます。なお、補償金は後日お客様の指定の銀行（信用金庫含む）口座に振り込みます。

※昭和六十二年三月二十日以降も有効な国鉄定期券については、払戻しをいたします。

▼問い合わせ先

駅の窓口又は旭川鉄道管理局
☎〇一六六・二三・七六四四

地場産品開発研究

センターの使用について

昨年暮れに完成致しました地場産品開発研究センターの使用方法等についてお知らせします。

センターの使用に当たっては、個人、団体を問いませんが次の点に留意して使用してください。

①研究センターは、使用する七日前までに、町産業課農政係へ申込みあらかじめ許可を受けて使用すること。

②営業等を目的とした使用はできません。加工研究の範囲内で使用すること。

③機械・機器の操作は、危険が伴うため、係員の指示に従い勝手に操作しないこと

④機械等の故障の時は、スイッチを切って、係員に至急連絡すること。

⑤使用時には、絶えず清潔・整理整頓に心掛け、使用終了後は、後片付け及び使用場所すべて清掃すること。

⑥故意及び重大な過失によって、破損した場合は、修復していただく場合があります。

⑦研究センター内における人身事故一切の責任は負いません。充分注意して使用すること。

ること。

なお、使用申込み、使用に当たって不明な点につきましては、町産業課農政係に申し出てください。

軽自動車等の

異動届をしましょう

軽自動車税は、毎年四月一日現在の所有者に課税されます。

軽自動車等の異動（譲渡、廃車、車両変更）があっても、届出がなければ、そのまま課税されます。

異動があったときは、速やかに役場財政課資産税係へ届出をしてください。

なお、廃車又は車両変更の場合は、ナンバーを必ず返納してください。

（財政課資産税係）

臨時列車

さよなら湧網号運行

運転期日

2月21日、22日、28日
3月1日、7日、8日、14日、15日、19日

くわしくは駅にお問い合わせください

スケート記録会開催

2月22日(日) 午前9時
町営スケートリンク

みなさんの参加をまっています!!

佐呂間町スケート協会

事務局 相田(2-2033)まで

地方統一選挙

北海道知事 北海道議会議員

選挙投票日は四月十二日です

本年は、地方統一選挙の年です。

佐呂間町では、北海道知事と道議会議員の選挙が行われます。

知事選挙の告示は、三月二十三日、道議会議員選挙は、四月三日に告示がされ、投票日は、四月十二日午前七時から全道一斉に行われます。

町選挙管理委員会では、有権者の方々が棄権することなく国民の権利を正しく行使されることを望んでおります。

また、今回の選挙の有権者や不在者投票など、次のことがらに留意されて、不明なことにつきましては、町選挙管理委員会事務局におたずねください。

▼有権者

新たに選挙人名簿に登録される方

▼年令要件

昭和四十二年四月十三日までに生れた方

▼住所要件

昭和六十二年一月二日までに

住民登録の転入届の手续をした方

▼選挙人名簿の縦覧

・知事選挙人名簿

昭和六十二年三月二十三日から三月二十四日までの二日間

・道議会議員選挙人名簿

昭和六十二年四月三日から四月四日までの二日間

▼転入、転出をされた方の住所証明について

道内において、次の期間に住所の移転をされた方は、投票をする場合住所証明が必要となります。

○転入者

昭和六十二年一月三日以降

佐呂間町に転入された方は

前住所地の市町村に選挙権

がありますので、本町より

住所証明の交付を受けて前

住所地の市町村で投票を行

ってください。

なお、不在者投票の請求をする場合は、十二月二十二

日から一月二日の間に転入届出をされた方は、登録基準日の相違により知事選挙のみの請求となる場合がありますので、選挙管理委員会事務局におたずねください。

○転出者

昭和六十一年十二月十二日以降に佐呂間町から転出された方は、本町に選挙権がありますので、転出先の市町村で住所証明の交付を受けてこなければ投票することができません。

▼不在者投票について

(一)不在者投票の出来る期間

・知事選挙

三月二十三日から四月十日までの間

・道議選挙

四月三日から四月十一日までの間

またの間

(二)不在者投票をすることが出来る事由

(イ)投票区の区域外において

職務に従事するとき

(ロ)止むを得ない用務又は事故のため、投票区の町村区域外に旅行又は滞在中であるとき

(ハ)疾病、負傷、妊娠、老衰

不具等により歩行が著しく困難であるとき

(ニ)重度の身体障害者であつて、郵便投票証明書の交付を受けている方

(三)不在者投票のできる時間は毎日午前八時三十分から午後五時までです

印鑑を必ず持参してください。

※その他、選挙について不明な点がありましたら選挙管理委員会事務局へおたずねください。(ロ二一三三二)

固定資産税台帳縦覧

あなたにかかる固定資産税(土地・家屋など)の課税台帳をみましょう。

●期 間 3月1日から3月20日まで

毎日午前9時～午後5時15分

(土曜日は午前中のみ、日曜日は除く)

●場 所 役場財政課 資産税係

社会教育だより

「町民講座」

各地で盛況

町民講座が各地で開講され、心の豊かさを求め、多くの参加者でにぎわっており、作る楽しさ、喜びを満喫しています。

〈浜佐呂間七宝焼教室〉



細かい作業の色付け

今年初めて浜佐呂間で開講された七宝焼教室は、一月二十六日から浜佐呂間公民館を会場に須貝徹氏（浜中教諭）の指導のもと、二十二名の参加者が毎回ブローチやペンダント、タイピン等の製作にはげんでいます。

参加者はほとんどが初めて七宝焼を経験する方で、「思ったより簡単ね」と言う声とともに「やればやる程難しいね」との声も出ていました。

今年浜佐呂間では、公民館で誕生した手づくりの七宝焼を胸にした婦人の姿が、多く見られるかもしれません。

〈若佐藤工芸教室〉



講師の手元に熱い視線

若佐地区の婦人の強い要望で一月二十九日から若佐公民館で

開講されているこの教室は、定員を大きく上まる二十八名の参加者があり、講師の高橋和氏（宮前町）が、休む間もない程の忙しきで指導に当たっており、器用な人は綺麗に編み上げ、不器用な人はそれなりに籠等を編み上げていました。

この教室には浜佐呂間から四名が参加、籐工芸に対する根強い人気を示していました。

〈佐呂間絵画教室〉



熱心にキャンパスに向う参加者

この教室も初めての開講で、大槻哲也氏（永代町）を講師に十数名の受講者が、一月三十日から毎週金曜日、町民センターでキャンパスに絵筆を走らせています。

参加者の半数は油絵初挑戦、水彩との違いに戸惑いながらも

熱心に取り組んでいます。

〈佐呂間七宝焼教室〉

須貝徹先生の指導により、二月三日から町民センターで開講初めての方がほとんどですが、素晴らしい作品が、次々と生まれています。

ヤングセミナー

受講生募集

自己を高めるためには学習することが必要です。日頃何か学習したいと考えているあなた、この機会に同じ考えの仲間と冬期間にチャレンジしてみませんか。

ヤングセミナーは町内の若人が集い交流を深め、住みよい町になるよう楽しく学びあう場所です。昨年のヤングセミナーは参加者でプログラムを作り次のような学習内容でした。

○紋別市のアイスランド共和国の大統領を迎え討論会実施

○ぞうり作り（高令者とのふれあい、昔を知る）

○全町ミニバレーボール大会出場（成績、ブロンズ優勝）

○北網園北見文化センター見学

○料理教室 ほか
今年もまた受講される方の意

見をとり入れた学習内容にする予定です。是非あなたも友だち同志で参加してみたいかがですか。



昨年のヤングセミナーから

開設期間 三月（十回予定）

会場 町民センター

対象 十八歳以上の方

学習内容 教養に関すること

文化活動

軽スポーツ等

申し込み 二月二十八日迄

教育委員会社会教育係

係 〇二二二二五五

第一回ヤングセミナー（学習内

容を検討します）

三月三日（火）

町民センター 午後七時から

詳細は教育委員会にお尋ねく

ださい。

今年もやります

雪中運動会出場者募集!

昨年の国際青年年記念事業で好評だった雪中運動会を是非今年も実施しようと、町内の青年

団体が雪中運動会実行委員会（実行委員長 鈴木邦彦さん 栃木）を結成し、三月八日（日）十二時（十一時三十分集合）

佐呂間中学校グラウンドを会場に開催されることになりました。

この運動会では、夏の運動会のイメージとは一味違う、笑いのある雪上ならではの競技をたくさん用意しています。

年齢、性別を問いません（学生は除きます）ので我こそ青年



落馬者が続出した（人間ばんば）
（昨年のPART1）



女の本性がむきだした椅馬戦
（昨年のPART2）

と思う方は、奪ってご参加ください。

なお、実行委員がみなさんの所に伺うこともあると思います。が、よろしく協力をお願いします。

参加を希望される方は、三月五日までに教育委員会（二二二五五）に申し込んでください。

また、農協青年部（早川彰さん）、農協若妻会（川村好枝さん）、商工会青年部（小林修二さん）、商工会従業員会（藤田義弘さん）、漁協青年部（船木



チーム対抗縄とび（昨年のPART3）

康徳さん）、役場つくし会（久米修一さん）でも、参加者を取りまとめています。

高令者文化展

どうぞご来場を

第一回高令者文化展が、二月十六日から三月十四日まで福祉センターで開催されます。

この文化展には、高令者の方が日常の文化活動の成果を発表しているもので、書道、押絵等多くの作品が展示されています。あなたも是非一度ご覧ください。



昨年の全町ミニバレーボール大会から

第7回

町民ミニバレーボール大会

参加者募集

午後一時より

☆場所

佐呂間町体育館

☆大会要項

一、一チーム四人編成で、年齢、性別は問いません。
二、ブロックリーグを行い、ブロックごとに順位を決定します。

☆参加申込み方法

三月九日までに、チーム名、参加者名及び参加者の住所、年齢（傷害保険加入の為、絶対必要です。）を記入し、教育委員会社会教育係まで申し込んでください。

なお、前年度から傷害保険加入の為、大会当日の参加はできなくなりましたのでご了承ください。

☆期日

三月十五日（日）

家族みんなで加入しましょう

交通災害共済

一人年額 500円

今年も、交通災害共済の加入時期になりました。

この制度は、網走支庁管内二十三町村の住民がわずかな掛金（一人年額五百円）で、不幸にして交通事故で怪我をされた方や亡くなられた方の遺族へ見舞金を贈り救済の一助とするものです。

本町の加入率は、町民皆様の御協力にもかかわらず、昨年は一昨年を下回り九〇・二五％でした。

また、見舞金の支給額は、十二月末現在で、総額三百七十八万八千円となっています。

三月三十一日で、今までの共済期間は、失効しますので今まで加入されていた方も、新規に加入される方も、三月中に手続きを済ませてください。

四月一日以降に加入される場合は、加入した翌日から六十三年三月三十一日までが共済期間となり、掛金は五百円と変わります。

役場で加入申し込み用紙に、住民票のある各世帯のみなさんの氏名、生年月日、性別などを記入し各自治会に加入取りまとめをお願い致しますので、各世帯で記入事項を確認の上、加入人数分の掛金を添えて、自治会に申し込んでください。

共済見舞金基準額表

等級	災害の程度	共済見舞金基準額
1 等級	死亡したとき（事故発生後 180 日以内に限る）	1,000,000円
2 等級	151日以上の治療期間を要する傷害 151日以上180日以下を引き上げたものである	130,000円
3 等級	121日以上150日以下の治療期間を要する傷害	80,000円
4 等級	91日以上 120日以下の治療期間を要する傷害	60,000円
5 等級	61日以上90日以下の治療期間を要する傷害	50,000円
6 等級	31日以上60日以下の治療期間を要する傷害	40,000円
7 等級	8日以上30日以下の治療期間を要する傷害	30,000円
8 等級	7日以下の治療期間を要する傷害	20,000円
9 等級	自動車損害賠償保障法施行令の別表第1級各号に掲げる後遺傷害	370,000円
10等級	自動車損害賠償保障法施行令の別表第2級及び第3級各号に掲げる後遺障害	200,000円

四月一日以降の申し込みは、直接役場交通係で行ってください。

不測の事故に備えて一人でも多くの方が、加入くださる様お願い致します。

見舞金請求の手続き

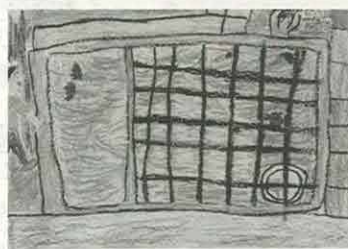
事故に遭われた交通災害共済会員の方は、事故発生日から一年以内に請求の手続きをしないと、見舞金は支給されません。請求の手続きは、怪我が完治

してから行いますが、完治するまでに一年以上かかる場合は、一年以内に一度請求手続きを行わなければなりません。
〔請求に必要な書類等〕

- 一、印かん
 - 二、交通災害共済見舞金請求書
 - 三、診断書
 - 四、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書
- ※交通事故証明書が得られない場合は、交通事故申立書でも請求できますが、七等級三万円が支給限度となります。
- なお、請求時に必要な用紙（見舞金請求書、診断書用紙、交通事故証明書請求用紙、事故申立書）は、役場交通係にあります。

ぼくとわたしの作品

今月は幌岩小学校のお友だちの作品を紹介致します。



一年 いざわしほ
大きく、のびのびかけました
うさぎのけのかんじがよくで
ています。



六年 工藤 彰三
冬の家のまわりの様子がよく
かけています。
草や木の書き方を、もう少し
工夫するともっと良くなると思
います。

力強く書けています。

四年 山本 有希
明るい空

ベビーフェイス



若佐 長屋 克優さん
長女 千晴ちゃん
昭和六十一年二月五日生
長屋家のアイドル長女の千
晴です。
昨年の二月五日に、二千六
百八十五グラムで元気に産ま
れました。

小粒ですが健康で病氣とい
えば風邪を一度ひいただけ、
ぶつかっても少々痛みみじや
泣かない丈夫な子です。
朝起きてすぐに「まんま、
まんま」とうるさくて、「う
まいかい？」と聞くと「うま
い！」と言っては皆んなを笑
わせます。
この前は、おじいちゃんの
飼っているひよこを箱から出
して投げて、おじいちゃんを
はらはらさせるいざずらし
ます。
このまま丈夫で、誰にでも
優しい子に育ってほしいです
今日もまた、家中元気に歩
き回っています。

交差点

▶昭和62年交通事故発生状況

(1月末現在)

発生件数	1	(0)
死者数	0	(0)
負傷者数	1	(0)

()内61年同期

▶交通事故死ゼロ300日目標

達成日 昭和62年8月28日

1月末現在 91日です。

▶昭和60年度交通安全標語入選作

冬の道いつも心にブレーキを

(栄小学校 稲留百合子)

事故をよぶほんの少しの気のゆるみ

(佐呂間中学校 菊野 有紀)

路面標語危ないぞスピードダウンで

安全運転 (幌岩中学校 芦沢 和也)

サロマATV(三輪バギー) レース大会

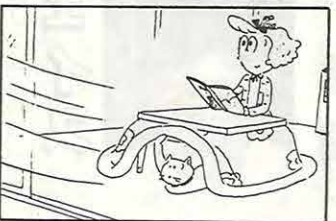
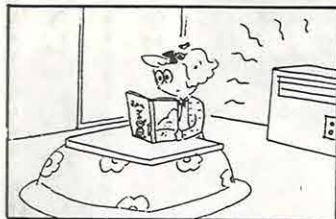
●とき 3月1日(日)

●ところ 浜佐呂間漁港特設会場

◆問い合わせ先 佐呂間町観光協会 ☎ 2-3311

さわやか君

西村 宗



昭和62年 お年玉付き年賀はがき当せん番号

	A 組	1 6 1 2 2 6
1等	A・B組共通	6 4 8 0 3 8
		3 1 1 4 8 2
		5 0 1 0 5 0
2等	A 組	下5けた 98518
	A・B組共通	下5けた 08340
3等	A・B組共通	下5けた 18531 86000
		93507
4等	A・B組共通	下3けた 766
		931
5等	A・B組共通	下2けた 87・33・56

(佐呂間郵便局)

お年玉付き年賀はがきの一等から五等までの当せん番号が決まりました。賞品の引換期間は六十二年七月二十日までです。お早目にお引換えください。

年賀はがきの当せん番号が決まりました

ご 寄 付
ありがとうございます

●香典返しを廃して
●社会福祉協議会へ
(亡義父義一さん)
西 富 峯田 良夫さん
(亡母ハルさん)
(亡父幸慶さん) 村端 繁さん
北 坂本 慶隆さん
(亡母キヨエさん) 野崎 善之さん
浜佐呂間 昇さん
(亡母カンさん) 近藤 由造さん
富武士 進藤 由造さん
(亡妻セツ子さん) 進藤 由造さん
(亡夫庄市さん) 江崎 はるさん
仁 倉 老人クラブへ

(亡母ハルさん)
仁 倉 村端 繁さん
●全快祝を廃して
●社会福祉協議会へ
浜佐呂間 向井正農夫さん
西 富 渡辺 善作さん
若 佐 大沢 孝司さん
●仁倉老人クラブへ
仁 倉 伊丹 実さん
仁 倉 佐々木チヨさん
仁 倉 中津川惣八さん
●富武士老人クラブへ
富武士 野表イワイさん
富武士 本田 善一さん
富武士 高橋 正さん
●「北原ミレイシヨ」
益金として

●佐呂間野球スポーツ少年団へ
●佐呂間剣道スポーツ少年団へ
●佐呂間柔道スポーツ少年団へ
●日本ボーイスカウト 佐呂間第一団へ
●はばたけ子供会へ
●若佐野球スポーツ少年団へ
●若佐剣道スポーツ少年団へ
●栄剣道スポーツ少年団へ
●浜佐呂間剣道スポーツ少年団へ
●浜佐呂間野球スポーツ少年団へ
●海 洋 少年 団 へ
●佐呂間青少年育成会
●その他
●社会福祉協議会へ
宮前町 相田 政之さん
●佐呂間保育所へ
西 富 藤田 信雄さん
宮前町 阿部 和男さん
●町立図書館へ
若 佐 面 敏夫さん
西 富 西堀 栄勝さん
札 幌 学 院 大 学
日本触媒化学工業株式会社
日本電信電話株式会社
●特別養護老人ホームへ
《寄 付》
知 来 大山 勇吉さん
知 来 石井小五郎さん
朝 日 近藤 義光さん
川 西 千葉 安高さん
若 里 水戸 清さん
宮前町 中南真有美さん
富武士 小坂 一男さん

私たちのまち

(前月比)

人 口 8,461 (3)
男 4,097 (2)
女 4,364 (1)
世帯数 2,601 (- 1)

1月31日現在

大成 鈴鹿 英夫さん
啓生 渡部 福恵さん
美幌町 高橋 保さん
清里町 中西 仲子さん
清里町 郷司 豊子さん
《寄 贈》
啓生 渡部 福恵さん
清里町 中西 仲子さん
清里町 郷司 豊子さん
佐呂間 日赤 奉仕団
オホーツク 歌練会
佐呂間 老人クラブ
弘 内 葉 子
赤 玉 商 店
杉 野 商 店
遠軽自衛隊燈台会
よつ葉乳業株式会社
日本たばこ産業株式会社
《慰 問》
オホーツク 歌練会
《奉 仕》
佐呂間理美容組合奉仕団